

## <提出書類について>

### ①現況届

○現況届の種類

- ・お子さまが1人の場合
- ・2人以上入所で一番年齢の低いお子さまの場合

1人または最年少児用

- ・上記以外のお子さまの場合

兄・姉専用

※きょうだいで別の保育所、認定こども園、または認可外保育施設に在籍している場合も、一番年齢の低いお子さま以外は「兄・姉専用」のみの提出でかまいません。

○現況届の記入については、以下の点にご注意ください。

- 1) 黒ボールペンで記入してください。(消せるボールペン不可)
- 2) □の項目に該当する場合は、□内にチェック(し点)を記入してください。
- 3) 提出書類の全てに、日付を忘れずに明記してください。
- 4) 年長児も提出が必要です。
- 5) 印字内容に変更や誤りがある場合は、二重斜線の上、正しい内容を記載願います。

○1人または最年少児用現況届の記入にあたっての注意事項

- 1) 「入所児童の家庭の状況」について、住民登録上、世帯分離をしている場合であっても、同一家屋に住んでいる生計を一にする全ての方について記入してください。
- 2) 父母については、単身赴任等の事情により別居していても、必ず記入してください。

### ②家庭で児童の保育ができないことを証明する書類

区分	必要書類(証明方法)
就 労	就労証明書
育児休業	就労証明書(育児休業取得の期間と復職年月日も記入されたもの) ※育児休業終了後、職場復帰時に新たに「就労証明書」の提出が必要です。
出 産	母子健康手帳の写し(保護者氏名と分娩予定日が記載されているページ) ※出産される方は全員提出が必要です。
病気等	診断書や、(身体)障害者(児)手帳などの写し ※家庭で児童を保育できない、就労ができない旨が記載されているもの。
介護・看護	介護状況申告書と介護を必要とする方の診断書や身体障害者(児)手帳の写し等
災害・その他	必要書類については、こども課へお問い合わせください。

★令和4年4月の新規申込をされるお子様がいる場合、家庭で保育できないことを証明する書類(就労証明書など)については、今回の現況届用に用意していただいた書類の写しの提出で構いません。

★各種証明書類について、証明日が7月1日付以降のものを既に提出されている方で内容に変更のない場合は、改めて書類の提出を必要としない場合があります。

<裏面もご覧ください>

### ③給付認定変更申請書（保護者の変更や、保育の事由が変わった場合）

保護者の変更や入所の要件、保育利用時間の変更等が生じた場合に、他の提出書類と一緒に提出していただく必要があります。

### ④別居監護申立書（該当する方のみ）

### ⑤障がい者（児）世帯の申請

- ・新たに提出の場合、翌月からの適用になります。
- ・既に申請されている方についても、再度提出ください。提出がない場合は保育料が変更される場合もございますのでご了承ください。

※今回の提出期限以降にも、就労内容等に変更があった場合については、随時提出が必要です。

※ 提出の際は、『1人または最年少児用』現況届の下に就労証明書などを①父②母の順に重ね、左上をホチキスでとじて下さい。その際、『兄・姉用』はとじずに提出してください。

以上